生業訴訟最高裁

対策命じても防げない 国の責任認めず

異例の反対意見 次の裁判につながる希望

6月17日の判決日は原告、支援団体を含めて約500名が最高裁判所前に駆け付けました

6月17日、最高裁判所第二法廷（菅野博之裁判長）は、生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟の4訴訟において、国が東電に対し規制権限を行使しなかったことについて、国の責任を認めないとの判決を言い渡しました。4訴訟の原告団・弁護団の声明を抜粋し紹介します。

対策命じても原発事故は防げなかった

裁判官の4人中3人が採用した「多数意見」は仮に、経産大臣が長期評価（2002年に国の機関が示した地震・津波発生予測）の想定に基づいた対策を取らせていたとしても、東電が講じる対策は、敷地南東側に限定した防潮堤の設置に限られたとし、実際の地震・津波が想定地震・津波と規模が異なり、防潮堤が設置されていない湾内東側からの遡上もありうることから、敷地への浸水を防げず、事故を回避できなかったとして、因果関係が認められないと結論付けています。

争点を避け、司法の役割を放棄

事故の被害救済を求める訴訟は、地裁や高裁で判決が積み重ねられ、いずれも「長期評価」が信頼できるか否か、事故前に予見しえたか否かが争点とされ、全ての判決で、争点に対する判断が示されてきました。

しかし、最高裁多数意見は、原子力安全規制法令の趣旨・目的について判断せず、「長期評価」の信頼性の評価も回避し、原発についての安全規制のありかた、事故に至る東京電力と保安院の対応にも判断していません。むしろ、事故前の国の運用を何ら検証せず、その運用から想定される対策を仮定し、その対策では事故を回避できないと仮定し、結果は変わらないから責任なしとするもので、責任を否定する方向で仮定に仮定を重ねています。事故前の国の運用が、原子力安全規制法令の趣旨・目的に照らして適切だったのかという点にも何らの検討も加えず、無条件に前提としてしまっています。

これでは、運用に対するチェックはなされず、被害を防ぐことができなくても、責任を免れ、あれだけの被害を生み出した事故から何の教訓も得られません。原告が求めたものに真正面から向き合うことをしない、まさに肩透かし判決で、司法に期待される役割を放棄した判決です。

三浦裁判官の反対意見の正当性

この判決には、三浦守裁判官の反対意見が付されています。三浦反対意見は、原子力安全規制法令の趣旨・目的を明らかにし、「長期評価」の信頼性を認め、東側にも防潮堤が設置されるべきこと、防潮堤の設置に合わせて建屋の水密化の対策が求められ、これにより、事故を避けられたとしています。

また、三浦反対意見は「生存を基盤とする人格権は、憲法が保障するもっとも重要な価値であり、これに対し重大な被害を広く及ぼし得る事業活動を行う者が、極めて高度の安全性を確保する義務を負うとともに、国が、その義務の適切な履行を確保するため必要な規制を行うことは当然である。原子炉施設等が津波により損傷を受けるおそれがある場合において、電気供給事業に係る経済的利益や電気を受給する者の一般的な利益等の事業を理由として、必要な措置を講じないことが正当化されるものではない」とし、生命・身体の保護と企業の経済活動の利益を天秤にかけるような考え方を明確に否定しました。

保安院の対応についても検討し、東京電力の説明に対し、「保安院は、自らこの点を十分に確認して検討しないまま、その説明を鵜呑みにした」、「本件長期評価の公表後いずれかの時点において、本件技術基準の要件該当性について具体的な検討を行って、その判断をしたことは伺われない。これは、法が定める規制権限の行使を担うべき機関が事実上存在していなかったに等しい」として、その対応を厳しく批判しています。

三浦反対意見は、地裁、高裁で判断された全ての論点について、原告からの提起を正面から受け止めたもので、「第二判決」と評されるものです。実際の地震・津波の規模を強調して因果関係を否定する多数意見に対しても、『想定外』という言葉によって、全ての想定がなかったことになるものではない。本件長期評価を前提とする事態に即応し、保安院及び東京電力が法令に従って真摯な検討を行っていれば、適切な対応をとることができ、本件事故を回避できた可能性が高い。本件地震や本件津波の規模等にとらわれて、問題を見失ってはならない」と厳しく批判しています。

ここからは、原子力安全規制のありかたについて、裁判所としての判断を正面から示し、事故の教訓を判決という形で残そうという決意とともに、後続の裁判官に対し、「原子力安全規制法令の趣旨・目的をふまえ、事件に正面から向き合え」という強いメッセージが感じられます。

多数意見を乗り越えよう

原告は、訴訟を通じ、国と東京電力の法的責任を明らかにすることを一貫して重視してきました。責任を明らかにすることで、初めて被害実態に即した救済が実現すること、事故の教訓を明らかにすることで二度と原発事故による被害を起こさないことが展望できると考えたからです。

今回、3対1の判決となりましたが、1を得れたことは貴重な成果です。この1を多数意見にすることが当面の課題になります。その際、強調しておきたいのは、多数意見も、国の主張を認めて、国に責任がないと判断したわけではないということです。

私たちは、初心を思い起こし、後続訴訟において、三浦反対意見が示した判断が、多数意見となることを目指します。全ての被害者、原発被害の根絶を願う全ての国民と連帯し、今後も闘い続けます。

農民連フラッシュ flash

農民連は武器ではなくお米を贈ります

ウクライナから二本松市へ避難しているルヴァン・オリガさんへ、皆様から寄せられた支援金531,337円とお米30キロをお渡ししました。オリガさんはお米を毎日食べているそうで大変喜んでいました。農業をやりたいと畑を耕し、日本語を学びながら「ここを第二の故郷として生きていきたい」と頑張っています。

有機圃場視察を行いました

二本松市、大内督さんの有機大豆・小麦を輪作している営農型発電所と有機栽培の水田、根本会長の有機栽培の水田を見学しました。水田は田植えが終わり、雑草が見え始めたので田車を押したり除草機をかけた後で除草対策はバッチリでした。オタマジャクシやアメンボがたくさん泳いていて、ホタル舞う季節が楽しみです。

福島農民連の電気購入できます！

福島農民連産直農協で発電している電気を「みんな電力」から購入や応援することができます。再生可能エネルギー100%の電気も選択できます。みんなの選択で地球を冷やしましょう。

https://minden.co.jp/personal/

二本松発電所